

年金のご請求はお済みですか？

～年金は請求しないともらえません！～

国民年金の方

厚生年金の男性

厚生年金の女性

昭和**27**年
今年 65 歳

昭和**30**年
今年 62 歳 (男性)

昭和**32**年
今年 60 歳 (女性)

にお生まれの方は、今年、年金の受給権が発生します。

年金の種類		年金をお受け取りになれる年齢	請求手続先
厚生年金	特別支給の老齢厚生年金	男性 62 歳から <small>(報酬比例部分) ※昭和 32 年 4 月 2 日以降生まれの方は生年月日に応じて、支給開始年齢が異なります。(63 歳～64 歳)</small>	年金事務所 共済組合
		女性 60 歳から <small>(報酬比例部分) ※昭和 33 年 4 月 2 日以降生まれの方は生年月日に応じて、支給開始年齢が異なります。(61 歳～64 歳)</small>	
	本来支給の老齢厚生年金	男性 65 歳から 女性 65 歳から <small>老齢厚生年金 ※昭和 36 年 4 月 2 日以降生まれの男性、昭和 41 年 4 月 2 日以降生まれの女性は本来支給のみの支給となります。 老齢基礎年金</small>	
	在職老齢年金 <small>(在職中で厚生年金の受給資格がある方)</small>	60 歳 から 64 歳 まで <small>年金額と※総報酬月額相当額の合計金額が 28 万円を超えた場合に調整され支給されます。 ※総報酬月額相当額＝ 月収(標準報酬月額)＋その月以前の 1 年間の賞与額÷12</small>	
65 歳 から <small>老齢厚生年金月額と ※総報酬月額相当額の合計金額が 47 万円を超えた場合に調整され支給されます。(老齢基礎年金は全額支給されます。) 70 歳 以上の方は、保険料は納めませんが、在職老齢年金のしくみが適用されます。</small>			
国民年金	老 齢 基 礎 年 金 <small>(国民年金)</small>	原則として、 65 歳 から <small>繰り上げ請求・繰り下げ請求もできます。 ※繰り上げ請求すると、一定割合が生涯減額されることとなります。</small>	<small>(1 号被保険者のみの方)</small> 市町村役場 <small>(3 号被保険者の期間がある方)</small> 住所地の年金事務所
各 種 共 済 年 金 <small>※平成 27 年 10 月より厚生年金と一元化されました。</small>		男女とも厚生年金保険の男性と同じです。	共済組合 年金事務所